

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会設置要綱

(設置)

第1条 可燃ごみ処理施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、浅川清流環境組合 苦情・要望等対応手順（令和4年5月1日制定）に基づき、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、管理者に助言するものとする。

- (1) 公害の防止対策に関すること。
- (2) 公害の監視方法に関すること。
- (3) その他周辺環境の保全について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者からなる委員4人以内で組織し、管理者が委嘱する。

2 前項の委員は、廃棄物処理にかかる専門知識を有する者のうちから委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から2年間とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は管理者が指名する者をもって充て、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会において会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(謝礼金)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提供若しくはその他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、浅川清流環境組合事業課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。